

山武市都市計画マスタープラン改定版素案に対するご意見と市の考え方

別添

項目	委員からのご意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた追記・修正案
<p>序-2 都市計画マスタープランの位置付け (P4)</p>	<p>総合計画の内容ではあるが、山武市基本構想では、旧の具体性を残した方が良い。山武市の特徴として、市民の暮らしやなりわいが景観をつくり、まちをつくってゆくという認識は大事にするべき。 SDGsにもふれられていたが、曖昧な目標ではなく具体的な戦略として生物多様性戦略をたてるべきだと考える。 P15の空港と近接している・・・農林水産業、の下りは本当に山武の農林業が進むべき方向か？と疑問を持つ。基本構想の具体性が大事なのは、山武の風土とそこの文化、市民のなりわいがまちをつくってゆくという過去から現在を踏まえた長い時間軸での視点である。</p>	<p>総合計画における基本構想の具体性や長期的な視点の重要性を認識しております。いただいた意見を踏まえまして、都市計画マスタープラン策定時(H22.3)の経緯・内容を明確にするため、現行の山武市都市計画マスタープランに記載しているP4の「山武市基本構想」の「●基本理念」、「●将来都市像」の記載を「山武市総合計画」の基本構想として残すこととします。</p>	<p>P4【山武市都市計画マスタープランと関連計画との関係】 「山武市基本構想」の枠内に以下を追記します。</p> <p>『 山武市総合計画(H20.3) ●基本理念 『ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり』 ●将来都市像 『誰もがしあわせを実感できる独立都市さんむ』 第2次山武市総合計画(H31.3) ①海岸、田園、丘陵という豊かな自然環境を活かしたまちづくり ②成田国際空港と圏央道ネットワークを意識したまちづくり ③将来に渡って持続可能で魅力あるまちづくり 』</p>
<p>1. 社会潮流 (P6)</p>	<p>「3)環境問題の深刻化」は「3)気候変動の緩和・適応」としたほうが明確だと思います。</p>	<p>いただいたご意見のとおり修正します。</p>	<p>P6「3)環境問題の深刻化」 「3)環境問題の深刻化」を「3)気候変動の緩和・適応」と記載します。</p>
<p>課題5、課題6 に対して (P50)</p>	<p>「自然との共生による防災対策の推進(P84)」を入れられないでしょうか。大変重要な考え方です。</p>	<p>課題5、課題6に対する目標の説明記述に、ご意見の趣旨を取り込んで追記します。</p>	<p>P50 課題6の下行 >『森林、田園及び海岸等の自然環境の保全・機能活用による防災対策の推進、建物の耐震化や防災拠点の整備などによる市街地の防災性の向上や、市民との協働による防災体制づくりを目指すこととし、』と記載します。 P51 ◆人々が安心して住み、災害に強い都市づくり >『森林、田園及び海岸等の自然環境の保全やその機能を活かした防災対策の推進、住宅や特定建築物※の耐震化、津波避難タワーや防災拠点の整備及び避難路の確保、避難所の過密を避けるための多様な避難環境の確保等により、市街地の防災性の向上を図る都市づくり』と記載します。</p>
<p>1. 都市の将来像 (2)都市づくりの目標 (P50)</p>	<p>・バイオマスエネルギー、低炭素社会への配慮を言うならば、公共施設での優先した木質バイオマスエネルギーの利用と市民生活への普及を強調すべきである。千葉県で唯一ペレット生産を始めた先進的な市であることの自覚があってよい。</p>	<p>P51におけるバイオマスエネルギーは、木質バイオマスエネルギーも含まれております。いただいたご意見のとおり、木質バイオマスエネルギーの利用は重要と考えており、今後も利活用に向けた施策に取り組んでまいります。</p>	<p>P51にて、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの活用を促進し、低炭素社会に配慮した持続可能な都市づくりを目指す目標をお示しさせていただいておりますので、素案のとおりとさせていただきます。</p>

項目	委員からのご意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた追記・修正案
3-4. 公園・緑地に関する基本方針 (P75)	(1)潤いとやすらぎの空間形成 市街地内における道路の沿道の緑化は、緑陰の形成・ネットワーク化によるウォーカブルなまちづくりという視点も重要です。暑熱緩和、風雨緩和によって安全・快適に歩行・自転車歩行できる環境の形成が大切です。	いただいたご意見を踏まえまして、市街地内における道路の沿道の緑化推進について、「身近な緑を感じることができる空間を形成」の補足説明として、「街路空間と連携し、ウォーカブルなまちづくりの視点から」を追記します。	P75 (1)潤いとやすらぎの空間形成(二段落目) 『市街地においてネットワークを構成する道路の沿道では緑化を推進し、 街路空間と連携し、ウォーカブルなまちづくりの視点から 身近に緑を感じることができる空間を形成します。』と記載します。
3-4. 公園・緑地に関する基本方針 (P76)	(2)基幹的な公園の機能充実と地域の特性にあった公園・緑地の配置検討 感染症対策として、日常的な運動の場としての公園・緑地の機能増進について記載が欲しいです。	いただいたご意見を踏まえまして、身近な公園の充実について、新生活様式への対応の視点を追記します。	P76 (2)基幹的な公園の機能充実と地域の特性にあった公園・緑地の配置検討(四段落目) 『また、 日常的な運動の場となるなど新生活様式(ニューノーマル)への対応や、子どもの遊び場となる身近な公園の充実を図るため 、周辺の公園・緑地の配置や規模等の状況を踏まえ、整備を検討します。』と記載します。
3-4. 公園・緑地に関する基本方針 (P76)	(3)植樹、緑化覆工等による斜面緑地の防災性の向上 「特徴的な緑の壁」とありますが、違和感のある表現です。「特徴的な背景としての緑」などのほうが適切ではないでしょうか。	いただいたご意見のとおり修正します。	P76 (3)植樹、緑化覆工等による斜面緑地の防災性の向上 『斜面緑地について、特徴的な緑の壁 背景としての緑 となっていることから、崩落等を防止する防災対策を実施する際には、植樹や緑化覆工※を検討します。』と記載します。
3-4. 公園・緑地に関する基本方針 (P76)	(4)公共施設、民有地の緑化推進 「公共施設の整備、民有地の緑化において雨水浸透・貯留に資するレインガーデン等のグリーンインフラの導入を促進する」という文言を追加してください。 また、屋上緑化や壁面緑化は「温熱環境の緩和」という視点が必要です。	いただいたご意見を踏まえまして、「公共施設の整備、民有地の緑化において雨水浸透・貯留に資するレインガーデン等のグリーンインフラの導入を促進します。」を追記します。 いただいたご意見を踏まえまして、「温熱環境の緩和」は屋上緑化や壁面緑化の効果の視点を補足説明として追記します。	P76(4)公共施設、民有地の緑化推進 (一段落目及び二段落目に追加) 『一般住宅地等の市街地における緑の量を増加させるため、公共施設においては 温熱環境の緩和に資する 屋上緑化・壁面緑化、民有地においては生け垣の設置等による緑化を推進します。 また、公共施設の整備、民有地の緑化において雨水浸透・貯留に資するレインガーデン等のグリーンインフラの導入を促進します。 』と記載します。 ※まちづくり用語集へ以下のとおり追加 レインガーデン:降雨時に雨水を一時的に貯め、時間をかけて地下へ浸透させる花壇のこと。
3-5. 景観に関する基本方針 (P78)	緊急の措置として斜面緑地への太陽光発電の設置を規制すべきである。すでに一部の地域で事例がみられるが、斜面緑地は山武の景観の重要な要素である。	斜面緑地(斜面林)は、山武市景観計画において、平野部からのランドマークとされており、いただいたご意見のとおり、景観の骨格を形作る自然環境として、緑の連続性の確保は重要と考えております。太陽光発電施設の設置については、山武市景観条例により一定規模以上の案件が届出対象となっており、その中で景観に対する配慮を当該事業者に求めていきますので、その視点を追記することとします。	P78(1)地域の魅力を高める景観づくりの推進とその取組 (二段落目) 『また、山武市景観条例の施行に伴い、 太陽光発電設備など景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物の建築や工作物の設置等の行為を行う際には 、景観法に基づく届出制度について、山武市景観計画に定める基準への適合を図ります。また、屋外広告物規制制度と連携して景観づくりを推進します。』

項目	委員からのご意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた追記・修正案
3-6. 環境に関する基本方針 (P81)	<p>(1)環境と共生する都市づくりの推進 ゼロカーボンシティを目指すなら、先ず木質バイオマスエネルギーについて触れるべき。現在実行している薪ストーブやウッドボイラーへの助成事業はその先駆けであり、公共施設での利用推進で山武市の独自性のあるアピールができる。 (4)森林の適切な管理の部分は、生物多様性の保全を図る、というより、生物多様性戦略の視点から保全と活用を決定してゆくべきで、森林資源の将来目標がなかなか定まらないのは、多面的機能が具体的に見えていないからではないか。</p>	<p>薪ストーブへの助成事業など、木質バイオマスエネルギー施策継続の重要性を認識しております。木質バイオマスエネルギー施策や生物多様性の観点からの森林資源の保全・活用については、ゼロカーボンシティ宣言に基づく関連施策の中で検討してまいります。</p>	<p>いただいたご意見の趣旨を今後の事業等の検討にあたり、参考とさせていただきますが、素案にはその主旨や考えが含まれていると判断させていただき、素案のとおりとさせていただきます。</p>
3-6. 環境に関する基本方針 (P81)	<p>(2)海岸・リゾート交流拠点における環境保全 「防風林」は自然環境の機能を生かして潮風害・飛砂を防ぐ典型的なグリーンインフラと言えますので、その旨を表記していただければと思います。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえまして、「防風林」の補足説明として追記します。</p>	<p>P81 (2)海浜・リゾート交流拠点における環境保全 (一段落目) 『 九十九里浜において、潮の流れの変化により砂浜が侵食され、防風林にも影響を与えていることから、関係機関とともに、景観に配慮しながら、砂浜の浸食防止対策等について検討し、必要な対策を推進します。 九十九里浜の防風林については、海岸と調和した自然環境を形成しており、いることから、その機能を生かして潮風害・飛砂を防ぐグリーンインフラとして、適切な維持管理と保全・再生を促進します。』と記載します。</p>
3-6. 環境に関する基本方針 (P82)	<p>(3)田園における環境保全 P43(4)に洪水浸水想定区域が明示されていますが、この区域に存在する農地は洪水時に冠水しますが、そのことで結果的に下流域の洪水調整機能を果たしますし、生物多様性にも貢献するグリーンインフラと言えます。このような観点から農地を保全して宅地化を極力避けるという考え方を示す必要があります。</p>	<p>いただいた意見を踏まえまして、「農地」の補足説明として、洪水調整機能とグリーンインフラの位置付けを追記します。 また、「農地を保全」の保続説明として、「宅地化を極力避ける」について、「宅地化をできる限り避けて」として追記します。</p>	<p>P82(3)田園における環境保全(一段落目) 『 田園ゾーンの農地は、農作物の栽培農産物の生産機能や洪水調整機能を有するだけでなく、多様な生物の生息場所となっておりして生物多様性に貢献するグリーンインフラとなっており、地域の自然環境や災害対策において重要な役割を担っています。 このため、農業振興計画と整合を図りながら、宅地化をできる限り避けて農地を保全し、併せて、集落地における生活環境を維持します。』と記載します。</p>
3-6. 環境に関する基本方針 (P82)	<p>(4)森林の適切な管理と里山の保全 丘陵部の森林は、雨水を浸透・貯留することで流域治水に寄与するので保全するという視点も必要です。近日中に流域治水に関する法改正が行われますので、このことは入れておいたほうが良いと思います。</p>	<p>いただいた意見を踏まえまして、「間伐等の適切な維持管理」の補足説明として、「流域治水の観点から森林の保水機能を発揮させる」を追記します。</p>	<p>P82(4)森林の適切な管理と里山の保全 『 丘陵部における森林について、流域治水の観点から森林の保水機能を発揮させる間伐等の適切な維持管理と生態系に配慮した植林等を促進します。』と記載します。</p>
3-6. 環境に関する基本方針 (P82)	<p>(4)森林の適切な管理と里山の保全 生物多様性先進県の千葉県で、例えばいすみ市は生物多様性戦略をまちづくりの横串にして、有機農業の普及など目覚ましい成果を上げつつあり、マスコミへの露出度も高くなってきた。 移住者も多く空き家が足りないという。都市計画は風土の理解の上に市民の暮らしに沿った戦略として、市民の暮らしから街へ、下から上へ考えるべきだと思えます。</p>	<p>都市計画によるまちづくりにおいて、生物多様性や地域の風土を踏まえて、分野横断的に進めていく視点は重要と考えております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き取り組んでまいります。</p>	<p>ご意見は今後の事業政策の検討にあたり、参考にさせていただきます。</p>

項目	委員からのご意見	ご意見に対する市の考え方	ご意見を踏まえた追記・修正案
3-6. 環境に関する基本方針 (P82)	(5)環境に配慮した治水対策の推進 河川の改修にあたってはハードな護岸を極力避け、生物多様性と治水を両立する「多自然川づくり」の観点が必要です。これを「水と緑のネットワーク(P75)」と連携させると良いと思います。	いただいた意見を踏まえまして、木戸川、作田川および境川の未改修区間の整備等の補足説明に「多自然川づくりの観点から」を追記します。	P82(5)環境に配慮した治水対策の推進 『木戸川、作田川および境川について、 多自然川づくりの観点から 自然や生態系及び景観の保全に配慮しながら、未改修区間の整備を促進します。』と記載します。
3-7. 防災に関する基本方針 (P84)	(1)自然との共生による防災対策の推進 自然との共生による防災対策の推進はグリーンインフラの取組そのものと言えます。「防災対策の推進にグリーンインフラの取組を最大限組み込む」といった表現が欲しいです。	いただいた意見を踏まえまして、「グリーンインフラの取組をできる限り組み込み、自然との共生による防災対策を推進します。」を追記します。	P84(1)自然との共生による防災対策の推進(文頭) 『 グリーンインフラの取組をできる限り取り込み、自然との共生による防災対策を推進します。 急傾斜地崩壊危険箇所※について、～(以下省略)』と文頭として記載します。
3-7. 防災に関する基本方針 (P84)	(2)都市の防災性の向上 都市型水害の部分ですが、「保水性や浸透性のある自然的な土地利用」はグリーンインフラと呼んでよいものです。また雨水排水施設といってもグリーンインフラ(レインガーデン、透水性舗装、浸透側溝など)とそうでないもの(雨水管、合流式下水道、雨水浸透枳など)があり、今後は前者の比重を上げていくという視点が重要だと考えます。	いただいた意見を踏まえまして、「雨水排水施設の整備」の補足説明として、「グリーンインフラ(レインガーデン等)の導入について検討します。」を追記します。	P84(2)都市の防災性の向上(四段落目) 『都市型水害の発生を抑制するため、保水性や浸透性のある自然的な土地利用の保全を図るとともに、雨水排水施設の整備を推進します。 雨水排水施設の整備に際しては、グリーンインフラ(レインガーデン等)の導入について検討します。 』と記載します。